

2012～2016年度に太陽光発電設備のFIT認定を取得された発電事業者さまへ

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2020年12月1日に経済産業省より公表（更新）された「事業用太陽光発電の未稼働案件による国民負担の抑制に向けた新たな対応」についての方針を踏まえ、系統連系工事着工申込書のご提出について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本お知らせの対象

- ・ 2016年度に事業用太陽光発電（10kW以上）のFIT認定を取得され、2016年7月31日までに旧一般電気事業者と接続契約を締結しており、かつ、後述2.のご提出期限までにFIT制度による再生可能エネルギー電気の供給を開始していない発電事業者さま
- ・ 2012～2015年度に事業用太陽光発電（10kW以上）のFIT認定を取得され、2016年7月31日までに旧一般電気事業者と接続契約を締結しており、FIT制度による再生可能エネルギー電気の供給を開始しておらず、かつこれまでに東京電力パワーグリッド（以下、「東電PG」といいます。）にて系統連系工事着工申込書の受領がされていない発電事業者さま

※ 当該方針により、調達価格や運転開始期限の取扱いが、系統連系工事着工申込書を東電PGが受領した日に応じて変わることとなります。詳細については資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」をご確認ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_mikado.html

2. 認定時の調達価格等の適用を希望される場合のご提出期限

当該方針に係る提出期限は次のとおりです。

(1) 2016年度認定の場合

a. 2MW未満の太陽光発電設備の場合

現在保有されている認定の調達価格の適用を希望される場合は、2021年3月31日までに東電PGが系統連系工事着工申込書を不備なく受領することが必要となりますので、遅くとも**2021年1月29日までに、系統連系工事着工申込書を当社にご提出ください（当日消印有効）**。

b. 2MW以上の太陽光発電設備の場合

現在保有されている認定の調達価格の適用を希望される場合は、2021年3月31日までに東電PGが系統連系工事着工申込書を不備なく受領することが必要となりますので、遅くとも**2021年2月26日までに、系統連系工事着工申込書を当社にご提出ください（当日消印有効）**。

(2) 2012年度から2015年度認定の場合

a. 2MW未満の太陽光発電設備の場合

東電PGによる系統連系工事着工申込書が未受領の場合で、2018年度（着工申込み受領日の2年前）の調達価格の適用を希望される場合は、2021年3月31日までに東電PGが系統連系工事着工申込書を不備なく受領することが必要となりますので、遅くとも**2021年1月29日までに、系統連系工事着工申込書を当社にご提出ください（当日消印有効）**。

b. 2MW以上の太陽光発電設備の場合

東電PGによる系統連系工事着工申込書が未受領の場合で、2018年度（着工申込み受領日の2年前）の調達価格の適用を希望される場合は、2021年3月31日までに当社が系統連系工事着工申込書を不備なく受領することが必要となりますので、遅くとも2021年2月26日までに、系統連系工事着工申込書を当社にご提出ください（当日消印有効）。

※当社は、系統連系工事着工申込を提出いただいた日が、上記の提出期限を超えた場合、東電PGが各系統連系工事着工申込書の受領期限までに不備なく受領することを保証いたしかねますのでご注意ください。

※系統連系工事着工申込書の様式および、提出方法については、後述4. をご覧ください。

3. 留意事項

- 本お知らせの当社への「提出」とは、書面により当社に系統連系工事着工申込書が届くことを指し、「受領」とは、東電PGがその内容に不備がないこと（工事費負担金の入金含む）を確認したことを指します。
- 2.のご提出期限までに系統連系工事着工申込書をご提出いただいたとしても、記入漏れや書類に不備がある場合および、工事費負担金のお支払いが完了していない等の申込要件を満たしていない場合は、改めて、系統連系工事着工申込書を提出していただくこととなりますので、記入例および申込要件をご確認いただき、申込要件を満たした上で、期日に余裕をもってご提出いただくようお願いいたします。
- 改めて系統連系工事着工申込を提出していただいた日が、2.のご提出期限を超えた場合、東電PGが各系統連系工事着工申込書の受領期限までに不備なく受領することを保証いたしかねますので、ご注意ください。
- 事業承継等で、お客さま（発電事業者さま）の住所・名称等が変更になった場合は、本申込に先立ち、当社および国への変更手続きをお願いいたします。
- 系統連系工事着工申込書の提出後、運転開始までに発電事業計画の変更認定申請を行った場合、改めて系統連系工事着工申込書を当社へ提出いただく必要がございます。この時、調達価格は、改めて提出いただいた系統連系工事着工申込書の東電PGによる受領日により判定されますので、あらかじめご了承ください。
- 系統連系工事着工申込書の受領日は、東電PGが系統連系工事着工申込書の内容を確認した後にお知らせします。
- 本お知らせの対象となる太陽光発電設備は、2.のご提出期限までに系統連系工事着工申込書を提出されない場合であっても、東電PGによる系統連系工事を希望される際には系統連系工事着工申込書の提出が必要となります。
- 東電PGは、系統連系工事着工申込書を不備なく受領した後に、その時点での系統連系予定日をお知らせいたしますが、場合によっては後日改めて系統連系予定日を調整させていただきます。
- 東電PGは、系統連系予定日を回答後に当社系統連系工事を開始するため、工事中断の申し出や工事完了後に取下げをされた場合は、工事中断で発生した損害および取下げによる現状復帰に要する費用を発電事業者さまから申し受ける場合があります。
- 本申込に伴い発生した不利益について、当社および東電PGは一切補償を行いませんので、あらかじめご了承ください。

4. 系統連系工事着工申込書の様式および提出方法等

系統連系工事着工申込書は別紙1の様式をご使用ください。東京電力エナジーパートナー株式会社（または旧東京電力株式会社）と特定契約を締結している場合は、電圧別に次の提出先へ郵送いただきますようお願いいたします。

【低圧の発電設備の場合】

東京電力エナジーパートナー(株)

業務センター 新增設受付担当

(住所：〒115-8790 日本郵便株式会社 赤羽郵便局私書箱 26 号)

【高圧以上の発電設備の場合】

東京電力エナジーパートナー(株)

法人のお客さまサポートセンター FIT 管理チーム

(住所：〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル 20 階)

- ※ 提出に係る郵送費用は、提出者のご負担となります。
- ※ 提出様式は送配電事業者ごとに異なります。別紙1以外の様式でお申込みいただいた場合は、不受理となりますので、ご注意ください。また、別紙1で東電PG以外の送配電事業者への申請を行うことはできませんのでご注意ください。
- ※ 系統連系工事着工申込書以外の書類は同封しないでください。系統連系着工申込書以外の書類を送付された場合、ご返却いたしません。

5. その他

東京電力エナジーパートナー株式会社（または旧東京電力株式会社）以外の買取事業者と特定契約を締結している場合は、当該買取事業者へお問い合わせください。

以 上

系統連系工事着工申込書

東京電力パワーグリッド株式会社 御中

<発電事業者>

住所	
事業者名	印

<対象設備>

申込番号（「電力受給契約 申込書」等に記載）	
FIT 認定設備 ID	
FIT 認定発電出力 (kW)	
設備の所在地	

<本申込に係る連絡先等>

法人等名称	
郵便番号	
住所	
ご担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

<事業の実施に必要な許認可等への該当>

以下に該当する場合は、チェックボックスに（チェック）を入れてください。

本件対象設備に係る事業は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に基づく農業振興地域整備計画の変更（農振除外）または農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく農地転用の許可もしくは届出が必要である

本件対象設備に係る事業は、条例に基づく環境影響評価の対象となっている

本件対象設備に係る事業は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく林地開発の許可が必要である

※上記に該当しない場合はチェックを入れる必要はございません。なお該当する・しないに関わらずチェックの有無について経済産業省に情報提供いたします。

※太枠線内にご記入・押印ください。

上記の発電事業者（「以下、甲」）は、以下の申込要件を満たしておりますので、以下の同意事項に同意のうえ、東京電力パワーグリッド株式会社（「以下、乙」）に対し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号「以下、再エネ特措法」）第 9 条第 3 項の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続するための工事の着工を申し込みます。

【申込要件】

- 本申込時点において、再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の使用の権原を取得済みであること
- 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更（農振除外）または農地法に基づく農地転用の許可もしくは届出が必要な場合は、本申込時点において、必要な当該変更、当該許可の取得または当該届出の受理がいずれも不備なく済んでいること
- 条例に基づく環境影響評価が必要な場合は、本申込時点において、評価書の公告・縦覧が終了していること
- 森林法に基づく林地開発の許可が必要な場合は、本申込時点において、当該許可を得ていること
- 本申込時点において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 59 号）附則第 4 条第 2 項の規定（準用される場合を含む）に基づき電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年経済産業省令第 84 号）附則第 6 条第 2 項に規定する事業計画書（みなし認定の事業計画書）を経済産業大臣に提出済みであること
- 本申込時点において、乙からの請求に応じた本工事に係る工事費負担金の支払いが済んでいること

【同意事項】

- a. 本申込を甲が提出した後に、上記【申込要件】および本申込への記載内容について、事実と異なる部分があることが判明した場合、改めて系統連系工事着工申込を行うこと、また、事実と異なる部分があることが受給開始後に判明した場合は、受給開始日に乙が改めて系統連系工事着工申込を受領したものとみなすこと
- b. 本申込を甲が提出した後に、受給開始日以前に再エネ特措法第 10 条第 1 項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の変更の認定を申請した場合、改めて系統連系工事着工申込を行うこと
- c. 上記 a または b に基づき改めて系統連系工事着工申込を行わなければならないにもかかわらず、甲がこれを行わない場合は、受給開始日に乙が改めて系統連系工事着工申込を受領したものとみなすこと
- d. 系統連系が完了した日によって、受給開始日が再エネ特措法その他関係法令に定める運転開始期限日を超過する等、甲に損害が生じた場合に、乙に対し補償を求めないこと。
- e. 乙が経済産業省に対し本申込みに関する情報を提供することを承諾すること、および、当該提供に伴って甲に損害が生じた場合に、乙に対し補償を求めないこと

以上

【乙使用欄】

系統連系工事着工申込書提出日 : 20 年 月 日
系統連系工事着工申込書受領日 : 20 年 月 日
系統連系開始予定日 : 20 年 月 日

※上記の「系統連系工事着工申込書提出日」は提出いただいた日を、「系統連系工事着工申込書受領日」は提出いただいた内容に不備がないか確認できた日を、「系統連系開始予定日」は、現時点における開始予定日を記載しております。なお、「系統連系開始予定日」につきましては、諸事情により、別途、調整させていただく場合があります。

【ご記入例】黄色部分に必要事項をご記入ください。

※ 熱でインクが消えるボールペンやシャープペンシル・鉛筆など記載内容が消える筆記用具のご使用は控えをお願いします。

年 月 日

系統連系工事着工申込書

本書申込日をご記入ください。

東京電力パワーグリッド株式会社 御中

<発電事業者>

受給契約上の住所・事業者名と同一のものとしてください。

住所	〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目 〇番地
事業者名	〇〇株式会社 印

<対象設備>

申込番号（「電力受給契約申込書」等に記載）	1AA〇〇〇〇
FIT 認定設備 ID	A〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
FIT 認定発電出力 (kW)	〇〇kW
設備の所在地	〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目 〇番地

<本申込に係る連絡先等>

法人等名称	〇〇株式会社
郵便番号	〇〇〇-〇〇〇〇
住所	〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目 〇番地
ご担当者名	〇〇 〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス	〇〇@〇〇.co.jp

<事業の実施に必要な許認可等への該当>

以下に該当する場合は、チェックボックスに☑（チェック）を入れてください。

- 本件対象設備に係る事業は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農業振興地域整備計画の変更（農振除外）または農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地転用の許可もしくは届出が必要である
- 本件対象設備に係る事業は、条例に基づく環境影響評価の対象となっている
- 本件対象設備に係る事業は、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく林地開発の許可が必要である

※上記に該当しない場合はチェックを入れる必要はございません。なお該当する・しないに関わらずチェックの有無について経済産業省に情報提供いたします。

※太枠線内にご記入・押印ください。

上記の発電事業者（「以下、甲」）は、以下の申込要件を満たしておりますので、以下の同意事項に同意のうえ、東京電力パワーグリッド株式会社（「以下、乙」）に対し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号「以下、再エネ特措法」）第9条第3項の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続するための工事の着工を申し込みます。

必ずご確認いただき、申込要件をすべて満たし、すべての同意事項に同意いただいた上でご提出ください。

【申込要件】

- 本申込時点において、再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の使用の権原を取得済みであること
- 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更（農振除外）または農地法に基づく農地転用の許可もしくは届出が必要な場合は、本申込時点において、必要な当該変更、当該許可の取得または当該届出の受理がいずれも不備なく済んでいること
- 条例に基づく環境影響評価が必要な場合は、本申込時点において、評価書の公告・縦覧が終了していること
- 森林法に基づく林地開発の許可が必要な場合は、本申込時点において、当該許可を得ていること
- 本申込時点において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）附則第4条第2項の規定（準用される場合を含む）に基づき電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第84号）附則第6条第2項に規定する事業計画書（みなし認定の事業計画書）を経済産業大臣に提出済みであること
- 本申込時点において、乙からの請求に応じた本工事に係る工事費負担金の支払いが済んでいること

【同意事項】

- a. 本申込を甲が提出した後に、上記【申込要件】および本申込への記載内容について、事実と異なる部分があることが判明した場合、改めて系統連系工事着工申込を行うこと、また、事実と異なる部分があることが受給開始後に判明した場合は、受給開始日に乙が改めて系統連系工事着工申込を受領したものとみなすこと
- b. 本申込を甲が提出した後に、受給開始日以前に再エネ特措法第 10 条第 1 項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の変更の認定を申請した場合、改めて系統連系工事着工申込を行うこと
- c. 上記 a または b に基づき改めて系統連系工事着工申込を行わなければならないにもかかわらず、甲がこれを行わない場合は、受給開始日に乙が改めて系統連系工事着工申込を受領したものとみなすこと
- d. 系統連系が完了した日によって、受給開始日が再エネ特措法その他関係法令に定める運転開始期限日を超過する等、甲に損害が生じた場合に、乙に対し補償を求めないこと。
- e. 乙が経済産業省に対し本申込みに関する情報を提供することを承諾すること、および、当該提供に伴って甲に損害が生じた場合に、乙に対し補償を求めないこと

以上

【乙使用欄】

系統連系工事着工申込書提出日 : 20 年 月 日
系統連系工事着工申込書受領日 : 20 年 月 日
系統連系開始予定日 : 20 年 月 日

※上記の「系統連系工事着工申込書提出日」は提出いただいた日を、「系統連系工事着工申込書受領日」は提出いただいた内容に不備がないか確認できた日を、「系統連系開始予定日」は、現時点における開始予定日を記載しております。なお、「系統連系開始予定日」につきましては、諸事情により、別途、調整させていただく場合があります。